

# 里親が行う養育に関する最低基準

## ○児童を平等に養育する原則（第5条）

- ・ 里親は、委託児童に対し、**自らの子若しくは他の児童と比べて、又は委託児童の国籍、信条若しくは社会的身分によって、差別的な養育をしてはならない。**

### ◇平等に養育することについて

- ・ 実子の養育は私的なもの、里子の養育は公的なものとなり、完全に平等に養育することは難しい場合もある。
- ・ しかし、実子や他の里子を養育中であれば、その子ども達と比べて差別的な対応をしていないか、常に自分自身に問う姿勢が里親には求められる。

